

米国での会社設立、 及び拠点立地における州税の考え方

2021年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
シカゴ事務所

ビジネス展開・人材支援部
ビジネス展開支援課

はじめに

米国での法人税は大きく分けて連邦所得税と州法人税の2つが存在する。連邦税は一律21%（2021年2月現在）と定められているが、州法人税は各州により、課税方式も異なれば、課税率も異なる複雑な仕組みとなっている。アメリカ合衆国という言葉通り、それぞれ独立する国家（州）が独自の税制を採用していることが理由である。所得税を採用している州もあれば、資産額や資本額に対するフランチャイズ税も同時に採用している州もあり、また動産税や在庫税、消費税などを採用する州、採用しない州が混在する。それぞれの州の考え方により、どの分野（業種、法人形態等）からどれだけの税収入を獲得したいのか、それぞれの政策による特色が表れているが、複雑極まりなくすべてを把握することはとても難しい。州によってはさらに群や市などの自治体が独自の税法を採用し、企業に課税する仕組みも存在する。こうした複雑な州税が存在する状況下で、どの州に会社を設立し、どの州に拠点立地すれば節税効果を得られるかといった州税の考え方について以下よくある質問とその回答を紹介する。

目次

1.	設立する法人形態により州税の仕組みは異なるか？	1
2.	C Corporation に対する課税制度、及び税率は州により異なるか？	1
3.	設立した州と拠点立地した州のどちらに法人税を支払えばよいか？	3
4.	他州の顧客に販売した場合、他州に法人税を支払う必要があるか？	3
5.	他州にも税金を支払うと二重課税になるのではないか？	5
6.	配賦計算されたすべての州に税務申告書を提出して税金を支払う必要があるか？	8
7.	どの州に拠点設立することが最も節税となるか？	9

1. 設立する法人形態により州税の仕組みは異なるか？

アメリカでは主に以下5つの法人形態を選択でき、それぞれの法人形態により適用される税制、及び税率は異なる。

- C Corporation (中～大企業向けの法人形態)
- S Corporation (小～中企業向けの法人形態)
- LLC (有限会社)
- Partnership (パートナー)
- Sole Proprietorship (個人事業主)

日本企業が米国に現地法人を設立する際にはC Corporationという形態を選択することが一般的であるため、本レポートではC Corporationに限定した税制について解説する。

2. C Corporation に対する課税制度、及び税率は州により異なるか？

以下表のとおり、C Corporation に対する税金は法人所得税、及びフランチャイズ税、売上税の3つに区分される。

(表 1)

州	法人所得税 (目安)	フランチャイズ税	売上額に対する課税
Alabama	6.50%	純資産額に対して課税	
Alaska	9.40%		
Arizona	4.90%		
Arkansas	6.20%	資本額に対して課税	
California	8.84%		
Colorado	4.63%		
Connecticut	7.50%		
Delaware	8.70%	資本額に対して課税	
District of Columbia	8.25%		
Florida	4.46%		
Georgia	5.75%	純資産額に対して課税	
Hawaii	6.40%		
Idaho	6.93%		
Illinois	9.50%	資本額に対して課税	
Indiana	5.25%		
Iowa	9.80%		
Kansas	7.00%		
Kentucky	5.00%		
Louisiana	8.00%	資本額に対して課税	
Maine	8.93%		
Maryland	8.25%		

Massachusetts	8.00%		
Michigan	6.00%		
Minnesota	9.80%		
Mississippi	5.00%	資本額に対して課税	
Missouri	4.00%		
Montana	6.75%		
Nebraska	7.81%	純資産額に対して課税	
Nevada	無し		4百万ドルを超える売上額に対しておおよそ0.1から0.3%（業種により変動）の課税
New Hampshire	7.70%		
New Jersey	9.00%		
New Mexico	5.90%	\$50の固定税額	
New York	6.50%		
North Carolina	2.50%	純資産額に対して課税	
North Dakota	4.31%		
Ohio	無し		百万ドルを超える売上額に対して0.26%の課税、（ミニマム税有）
Oklahoma	6.00%	純資産額に対して課税	
Oregon	7.60%		
Pennsylvania	9.99%		
Rhode Island	7.00%		
South Carolina	5.00%	資本額に対して課税	
South Dakota	無し		
Tennessee	6.50%	純資産額に対して課税	
Texas	無し	マージンに対して課税 （注1）	
Utah	4.95%		
Vermont	8.50%		
Virginia	6.00%		
Washington	無し		売上額に対しておおよそ0.1から1.5%（業種により変動）の課税
West Virginia	6.50%		
Wisconsin	7.90%		
Wyoming	無し	資本額に対して課税	

法人所得税は会社の「利益」（＝売上から原価、一般管理費、その他費用を差し引いた利益）にかかる。利益がマイナスであれば法人所得税は発生しない。多くの州で法人税が採用

されているが、ネバダ州、オハイオ州、サウスダコタ州、テキサス州、ワイオミング州、ワシントン州の6州において、法人所得税は採用されていない。

フランチャイズ税は資産額や資本額に対して課せられる形式の法人税である。よって、利益がマイナスであった場合でも課税が発生する。

(注1) テキサス州のフランチャイズ税は特殊なマージン税と呼ばれており、以下4つの税金計算式の結果から一番少ない課税額を支払う。

1. 百万ドルを超える売上額に対して0.75%の課税
2. 売上額の70%に対して0.75%の課税
3. 売上から原価を差し引いた粗利額に対して0.75%の課税
4. 売上から人件費を差し引いた額に対して0.75%の課税

一般的には3番目の選択肢である粗利額に対する課税額が最も低くなることから、同選択肢が選択されることが多い。

法人所得税の代わりにフランチャイズ税を採用する州と、法人所得税に加え、フランチャイズ税も同時に採用する州との2通りのパターンが存在する。

売上額に対する課税を採用している州はネバダ州、オハイオ州、ワシントン州の3州である。これら3州は売上額に対する課税のみで、所得税、フランチャイズ税は採用していない。

法人税が無いからといって税金が安くなる(無くなる)とは限らず、フランチャイズ税、売上額に対する課税を考慮して拠点立地を検討することが重要である。

3. 設立した州と拠点立地した州のどちらに法人税を支払えばよいか？

フランチャイズ税に関しては、設立した州と拠点立地した州の両方支払うことが一般的である。法人所得税に関しては、ビジネスの実態がある州で支払うことが一般的である。仮にデラウェア州で設立して、イリノイ州にオフィス等の拠点を構える会社の場合、フランチャイズ税の支払いは基本的に設立したデラウェア州、及び拠点立地のイリノイ州の両方にて支払うが、法人所得税はオフィスや従業員などビジネスの実態があるイリノイ州のみに支払う。

4. 他州の顧客に販売した場合、他州に法人税を支払う必要があるか？

他州の顧客に販売したからといって直ちに他州から課税されることは無い。営業活動ではなく、単なる勧誘(Solicit)の範囲内であれば、他州から課税されることは連邦の法律でも禁じられている。しかし勧誘の範囲を超えた事業活動を行っているときみなされてしまうと、他州において税務申告、及び納税義務が発生する。このように勧誘の範囲を超えた事業活動を行っていて、税務申告・納税義務が発生してしまっている状況を米国では“ネクサス”が発生しているという。

ネクサス(Nexus)とは、各州が行使できる課税権のことであり、事業者がどのような事業活動を行うと課税権が行使されるのかを定めたルールである。複数の州に跨って事業展開す

る事業者にとって、どの州にネクサスが発生しているかを把握することは、申告漏れのリスクを回避する上でとても重要な税務コンプライアンス作業である。

下記はネクサスが発生しているとみなされる可能性のある事業活動の一例である。

- オフィスがある
- 従業員を雇用している
- 在庫、委託在庫を保管している
- 有形資産を保有している
- 重要な代理店が存在している
- 自社トラックで客先倉庫までデリバリーしている
- 機械の据え付け作業を行っている
- 修理作業を行っている

各州によってネクサスが発生する要因は異なるが、従業員や有形資産など、基本的には人や物といった物理的な存在がネクサス発生の主要因となる。逆に言えば、人や物を存在させなければネクサスは発生しないと考えられる。企業によっては逆手に取り、意図的に人や物を発生させずに税務申告・納税義務を回避する傾向も見られる。

一昔前とは異なり、交通網やインターネット環境が発達している現代であれば、他州に人や物を持たずとも販売拡張できてしまう。州税務当局の立場から見れば、州外の企業が州内で多大な利益を得ているのにも関わらず、一向に税金を納めてもらえない不公平な状況が生まれてしまっていると考えられることができる。

こうした背景からか、近年になって、売上高や販売件数をネクサス発生の要因に加える州が増えている。いわゆる人や物が存在しなくとも、一定の売上高や販売件数を超えれば課税するという厳しいルールである。もはや物理的な拠点の有無を問わず、売上高のみを要因とする経済的ネクサスの登場で州税の捉え方が大きく変わってきている。

以下、経済的ネクサスを採用している州の一例、及び経済的ネクサス発生となる金額を紹介する。

- ミシガン州 (\$350,000 以上の売上高)
- テネシー州 (\$500,000 以上の売上高)
- カリフォルニア州 (\$500,000 以上の売上高)
- マサチューセッツ州 (\$500,000 以上の売上高)
- ペンシルバニア州 (\$500,000 以上の売上高)
- テキサス州 (\$500,000 以上の売上高)
- ニューヨーク州 (\$1,000,000 以上の売上高)

仮にイリノイ州の会社がミシガン州内の顧客に年間\$500,000 を販売した場合、ミシガン州に物理的ネクサスが存在しなくともミシガン州で定めている経済的ネクサス（売上高が\$350,000 を超える）が発生していることから、ミシガン州でも税務申告して納税する必要がある。

5. 他州にも税金を支払うと二重課税になるのではないか？

所得税においては一般的に、二重課税が発生しない仕組みになっている。

連邦税上の課税所得 x 各州への配賦率 x 各州の税率 = 各州の所得税

(例1) : イリノイ州に拠点を置く会社 (利益 : \$100,000) の売上比率がイリノイ州 80%、ミシガン州 20%であった場合、以下のように配賦比率は 80%と 20%に分けられ、合計\$8,800の州税が発生する。

イリノイ州 : \$100,000 x 配賦比率 80% x 税率 9.50% = \$7,600

ミシガン州 : \$100,000 x 配賦比率 20% x 税率 6.00% = \$1,200

合計 \$8,800

\$100,000 の利益満額に対してイリノイ州、ミシガン州の両州が同時に課税するのではなく、\$100,000 の利益は配賦比率に応じて各州に配賦され、配賦後の利益に対してのみ各州が課税する仕組みとなっている。

ミシガン州の所得税率 6.00%はイリノイ州の税率 9.50%と比べて 3.50%低いいため、ミシガン州内への売上比率が増えれば、ミシガン州へ配賦される利益の割合が増え、結果全体の州税を節税できる仕組みになる。しかし税率の低い州を選びすぐって、その州の顧客のみに販売拡張することは非現実的であることから、低率の州を活用して州税を節税することは一般的ではないと考えられる。

以下 (表 2) の課税所得額の配賦基準表から読み取れるように、売上比率のみを配賦基準に採用する州が多い一方で、売上比率以外にも人件費比率や有形資産比率などの比率も配賦計算に組み入れる州が存在する。

(表 2)

課税所得額の配賦基準			
州	売上高	人件費	有形資産額
Alabama	50.0%	25.0%	25.0%
Alaska	33.3%	33.3%	33.3%
Arizona (選択肢 1)	50.0%	25.0%	25.0%
Arizona (選択肢 2)	100.0%		
Arkansas	100.0%		
California	100.0%		
Colorado	100.0%		
Connecticut	100.0%		
Delaware	100.0%		
District of Columbia	100.0%		
Florida	50.0%	25.0%	25.0%
Georgia	100.0%		

Hawaii	33.3%	33.3%	33.3%
Idaho	50.0%	25.0%	25.0%
Illinois	100.0%		
Indiana	100.0%		
Iowa	100.0%		
Kansas	33.3%	33.3%	33.3%
Kentucky	100.0%		
Louisiana	100.0%		
Maine	100.0%		
Maryland	75.0%	12.5%	12.5%
Massachusetts	50.0%	25.0%	25.0%
Michigan	100.0%		
Minnesota	100.0%		
Mississippi	100.0%		
Missouri	100.0%		
Montana	33.3%	33.3%	33.3%
Nebraska	100.0%		
Nevada	所得税無し	所得税無し	所得税無し
New Hampshire	50.0%	25.0%	25.0%
New Jersey	100.0%		
New Mexico	33.3%	33.3%	33.3%
New York	100.0%		
North Carolina	100.0%		
North Dakota	33.3%	33.3%	33.3%
Ohio	所得税無し	所得税無し	所得税無し
Oklahoma	33.3%	33.3%	33.3%
Oregon	100.0%		
Pennsylvania	100.0%		
Rhode Island	100.0%		
South Carolina	100.0%		
South Dakota	所得税無し	所得税無し	所得税無し
Tennessee	60.0%	20.0%	20.0%
Texas	所得税無し	所得税無し	所得税無し
Utah	100.0%		
Vermont	50.0%	25.0%	25.0%
Virginia	50.0%	25.0%	25.0%
Washington	所得税無し	所得税無し	所得税無し
West Virginia	50.0%	25.0%	25.0%
Wisconsin	100.0%		
Wyoming	所得税無し	所得税無し	所得税無し

(例2) : 上記例1と同じ条件で、仮に拠点（従業員、有形資産）がマサチューセッツ州内に存在する場合、以下合計\$12,800の州税が発生する。

イリノイ州 : \$100,000 x 配賦比率 80% x 税率 9.50% = \$7,600

ミシガン州 : \$100,000 x 配賦比率 20% x 税率 6.00% = \$1,200
 マサチューセッツ州 : \$100,000 x 配賦比率 50% x 税率 8.00% = \$4,000
 合計 \$12,800

州	各種比率			配賦比率	配賦比率計算式
	売上高	人件費	有形資産額		
イリノイ州	80.00%	0.00%	0.00%	80.00%	$(80\% \times 100\%) + (0\% \times 0\%) \times (0\% \times 0\%)$
ミシガン州	20.00%	0.00%	0.00%	20.00%	$(20\% \times 100\%) + (0\% \times 0\%) \times (0\% \times 0\%)$
マサチューセッツ州	0.00%	100.00%	100.00%	50.00%	$(0\% \times 50\%) + (100\% \times 25\%) \times (100\% \times 25\%)$
合計	100.00%	100.00%	100.00%	150.00%	

イリノイ州、ミシガン州の配賦基準は売上比率のみであるため、どの州で従業員を雇用しても、どの州にオフィスがあっても配賦比率は(例1)と変わらない。一方で、マサチューセッツ州の配賦基準には売上比率以外にも人件費比率、有形資産比率(配賦基準:売上50%、人件費25%、有形資産25%)が含まれているため、売上がゼロであったとしても、人件費、有形資産がマサチューセッツ州に存在すればマサチューセッツ州の配賦比率は50%(=売上比率0% x 50% + 人件費比率100% x 25% + 有形資産比率100% x 25%)となる。結果として3州の配賦比率の合計が100%を超えて150%となるが、各州の配賦基準が異なるのでこのように100%を超えることも一般的に起こり得る。

逆に100%に満たないこともある。人件費比率を採用している州で意図的に従業員を雇用しなかったり、有形資産比率を採用している州に意図的にオフィス・工場を構えないことで全体の配賦比率合計を100%未満に抑えることも可能であり、かつ結果、節税効果につながるといえる。

(例3) : 仮に売上の100%がマサチューセッツ州内に属し、拠点(従業員、有形資産)がイリノイ州内に存在する場合、以下合計\$4,000に州税を抑えることができる。

イリノイ州 : \$100,000 x 配賦比率 0% x 税率 9.50% = \$ 0
 ミシガン州 : \$100,000 x 配賦比率 0% x 税率 6.00% = \$ 0
 マサチューセッツ州 : \$100,000 x 配賦比率 50% x 税率 8.00% = \$4,000
 合計 \$4,000

州	各種比率			配賦比率	配賦比率計算式
	売上高	人件費	有形資産額		
イリノイ州	0.00%	100.00%	100.00%	0.00%	$(0\% \times 100\%) + (100\% \times 0\%) \times (100\% \times 0\%)$
ミシガン州	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	$(0\% \times 100\%) + (0\% \times 0\%) \times (0\% \times 0\%)$
マサチューセッツ州	100.00%	0.00%	0.00%	50.00%	$(100\% \times 50\%) + (0\% \times 25\%) \times (0\% \times 25\%)$
合計	100.00%	100.00%	100.00%	50.00%	

しかし配賦基準に人件費比率、有形資産比率が含まれているからといって、ビジネス上の重要な州にオフィス・工場を構えないということは非現実的であることから、配賦基準を活用して州税を節税することは戦略的ではないという見解が一般的な考えである。

6. 配賦計算されたすべての州に税務申告書を提出して税金を支払う必要があるか？

配賦計算されたとしても、ネクサスが発生していなければ税務申告書を提出する必要も、配賦された税金を支払う必要もないことが一般的である。よって上記（例2）で、仮にミシガン州にネクサスが発生していない場合、ミシガン州への\$1,200の納税は不要となり、結果、\$11,600のみが合計の税金となる。

（例4）ミシガン州にネクサスが発生していない場合

イリノイ州	: \$100,000 x 配賦比率 80% x 税率 9.50%	= \$7,600
ミシガン州	: \$100,000 x 配賦比率 20% x 非課税	= \$ 0
マサチューセッツ州	: \$100,000 x 配賦比率 50% x 税率 8.00%	= \$4,000
	合計	\$11,600

ミシガン州に配賦されるべきであった\$20,000（＝\$100,000 x 20%）の利益が宙に浮いてしまう状態となるが、Throwback というルールがあり、ミシガン州で課税されなかった利益\$20,000がイリノイ州やマサチューセッツ州の利益額として配賦し直され、イリノイ州やマサチューセッツ州で課税されるというルールもある。仮にイリノイ州に Throwback された場合、\$13,900が合計の税金となる。

（例5）イリノイ州に\$20,000の利益が Throwback された場合

イリノイ州	: \$100,000 x 配賦比率 100% x 税率 9.50%	= \$9,500
ミシガン州	: \$100,000 x 配賦比率 20% x 非課税	= \$ 0
マサチューセッツ州	: \$100,000 x 配賦比率 50% x 税率 8.00%	= \$4,000
	合計	\$13,900

\$20,000の利益がミシガン州からイリノイ州に Throwback されるのであれば、あえてミシガン州で税務申告して6%のミシガン州税を支払うことでイリノイ州の9.5%課税を回避できる（差額3.5%分＝\$1,100の税金を節税できる）ことになる。このように戦略的意図で、ネクサスを利用した節税対策も可能である。そのためにも各州の Throwback ルールを理解することは節税対策上、有効である。

ネクサスに関して注意すべき点もある。オフィスの州外移転、従業員の解雇などがあり、もはやネクサスが発生していない状況においては、利益を他州に配賦し直し、他州に税金を支払う必要があるが、それがなされていない場合には、税務調査で指摘されることがあるので州ごとにネクサス発生の有無を毎年見直すことが重要である。

7. どの州に拠点設立することが最も節税となるか？

法人所得税率、及びフランチャイズ税率共に低い州に拠点設立すれば節税効果を望むことは可能である。しかし上述の通り、各州の経済的ネクサスルールが厳しくなっていることで、本拠地ではなく結局は他州から課税される傾向が強まり、長期的に見ればどの州に拠点設立しても大差はなくなる可能性がある。

一方で、所得税やフランチャイズ税以外にも、法人が支払う税金には動産税や在庫税が存在するため、これら税金の回避、または節税を考慮して拠点設立を検討することは有効である。

動産税はオフィス機器や工場機械、在庫税は原材料、仕掛品、完成品に対しての課税である。動産税は州税務当局ではなく、郡や市町村といった自治体が管轄しているケースが多く、詳細ルールは個別の自治体調査が必要である。

(表 3)

州	動産税	在庫税
Alabama	課税有り	無し
Alaska	課税有り	課税有り
Arizona	課税有り	無し
Arkansas	課税有り	課税有り
California	課税有り	無し
Colorado	課税有り	無し
Connecticut	課税有り	無し
Delaware	無し	無し
District of Columbia	課税有り	無し
Florida	課税有り	無し
Georgia	課税有り	無し
Hawaii	無し	無し
Idaho	課税有り	無し
Illinois	無し	無し
Indiana	課税有り	無し
Iowa	無し	無し
Kansas	課税有り	無し
Kentucky	課税有り	課税有り
Louisiana	課税有り	課税有り
Maine	課税有り	無し
Maryland	課税有り	無し

Massachusetts	課税有り	課税有り
Michigan	課税有り	無し
Minnesota	課税有り	無し
Mississippi	課税有り	課税有り
Missouri	課税有り	無し
Montana	課税有り	無し
Nebraska	課税有り	無し
Nevada	課税有り	無し
New Hampshire	無し	無し
New Jersey	無し	無し
New Mexico	課税有り	無し
New York	無し	無し
North Carolina	課税有り	無し
North Dakota	無し	無し
Ohio	無し	無し
Oklahoma	課税有り	課税有り
Oregon	課税有り	無し
Pennsylvania	無し	無し
Rhode Island	課税有り	無し
South Carolina	課税有り	無し
South Dakota	無し	無し
Tennessee	課税有り	無し
Texas	課税有り	課税有り
Utah	課税有り	無し
Vermont	課税有り	課税有り
Virginia	課税有り	課税有り
Washington	課税有り	無し
West Virginia	課税有り	課税有り
Wisconsin	課税有り	無し
Wyoming	課税有り	無し

おわりに

節税対策は重要なビジネス戦略だが、節税目的で拠点立地の州を選択するよりは、本業に適した州に拠点立地することが望ましいと考える。税率が高くても、その反面、ハブ空港、商業施設などのビジネスインフラが整っていたり、有能な従業員を雇用しやすいといったメリットを享受できるケースも多い。また今日時点での税率が低い魅力的な州があったとしても、政策により将来の税率が上がることも起こり得る。

長期的に考え、顧客との関係維持に適した場所、在庫の入出荷に適した場所、従業員確保に適した場所など包括的に判断して拠点立地の州を選択することが望ましいと考える。

報告書の利用についての注意・免責事項

本資料は JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業の一環として現地会計事務所 CDH, P.C.に委託・作成したものです。2021 年 3 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェットロおよび CDH, P.C.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェットロおよび CDH, P.C.に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェットロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェットロ・シカゴ事務所
E-mail : CGO@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a stylized, bold, serif font.